総務常任委員会資料
総務部人事室給与労務課

議案第158号
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2　特別職の期末手当の支給率と計算式（平成20年度以降）

1　特別職の期末手当の支給率

年度	支給月数（年間）	地域手当支給割合	加算率①	加算率②	月数×加算率	備考
平成20年度	4.50 月	12%	20%	－	6.048	
平成21年度	3.10 月	12%	20%	25%	4.941	平成20年10月15日の特別職報酬等審議会の答申にもとづき、国の「特別職の職員の給与に関する法律」による算出方法に準じるよう改めた。
平成22年度	2.95 月	12%	20%	25%	4.702	
平成23年度	2.95 月	12%	20%	25%	4.702	
平成24年度	2.95 月	12%	20%	25%	4.702	
平成25年度	2.95 月	12%	20%	25%	4.702	
平成26年度	2.95 月	12%	20%	25%	4.702	
平成27年度	3.15 月	14%	20%	25%	5.097	
平成28年度	3.25 月	15%	20%	25%	5.298	
平成29年度	3.30 月	15%	20%	25%	5.379	
平成30年度	3.35 月	15%	20%	25%	5.461	
令和元年度	3.35 月	15%	20%	25%	5.461	

※令和元年度については、支給月数を3.40月に引き上げる議案を提案中。

※支給月数、地域手当支給割合及び加算率は条例本則上の数値。

2　特別職の期末手当の計算式

｛給料月額×（1＋地域手当支給割合）＋給料月額×（1＋地域手当支給割合）×加算率①＋給料月額×加算率②｝×支給月数